

## 令和6年度国家予算・税制改正等に関する要望書

### 1. 公共事業費の安定的・継続的な予算の確保

国では、建設産業が抱える諸問題である、担い手の確保・育成、生産性の向上、長時間労働の是正などに向けて積極的に取組まれているところですが、国民の安全・安心を支え、地域の守り手である建設産業が持続し発展していくためには、それを支える事業量の確保が必要です。今後とも安定的・継続的な予算の確保を強く要望いたします。

### 2. 建設業における働き方改革の推進

#### (1) 標準作業時間の短縮

常設作業帯の設置が困難な地域での路上工事等では、現場作業以外に規制設置・撤去等の段取りや、置場との不可避な往復移動等によって多大な時間外労働が生じており、このまま2024年を迎えると多くの事業者が上限規制を遵守することができず、罰則の対象となることとなります。作業前・作業後の労働時間を加味した標準作業時間へ変更して頂き、歩掛りの見直しを要望いたします。

国土交通省が発表した「令和5年度国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定」では、時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化に向けて「施工の実態調査の結果を基に、今後、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討」とありますが、2024年4月に確実に間に合うよう進めていただけますようお願いいたします。

#### (2) 発注者による勤務時間を度外視した連絡に対する指導

発注者による、深夜・早朝のメールや電話、著しく短い締切設定での書類提出の要求等、受注者の勤務時間を度外視した連絡によって受注者の労働時間は増加しておりますので、このような対応がなされないよう指導の徹底をお願いいたします。

昨年も同様の要望を行い、「関東地方整備局においては、ウィークリースタンスの取組を直轄土木工事へ適用」「時間外になってしまう恐れのある16時以降の打合せは行わないことや、休日明け日を依頼の期限日としないこと等の取組み」を行っているところご回答いただきましたが、現在も状況は変わっておりません。引き続き、指導の徹底をお願いいたします。

#### (3) 補正係数の引上げ

週休2日制の実施に伴う必要経費（労務費・機械損料・現場管理費・一般管理費等）については、1.04～1.06の補正係数を設定していただいておりますが、1.2以上への更なる引き上げをお願いいたします。

また、地方自治体では、国が設定している補正項目のうち一部のみを実施している事例が多く見られます。全ての項目を実施するようご指導をお願いいたします。

#### (4) 民間工事への指導

週休2日制の推進について、現状、公共工事と民間工事との間には大きな差が生まれています。民間工事の発注についても、適正な工期が設定・遵守されていない場合には、罰則を設けるなど民間工事発注者への働きかけも強くお願いいたします。

#### (5) 猶予期間の延長について

建設業全体としては、2024年3月までを猶予期間としていただいておりますが、中小建設業に対しては、上記(1)～(4)の課題克服のための特別措置として猶予期間の延長をお願いいたします。

これらの課題が解決されなければ、中小建設業界における働き方改革の実現は非現実的であり、更には近年の資材の高騰など建設業を取巻く諸問題に圧迫され、事業継続が困難になる企業が相次ぐことは回避できません。

昨年も同様の要望をいたしました。ご回答をいただけておりませんので、再考いただけますようお願いいたします。

### 3. 中小建設業における災害対策

増大する自然災害リスクに備え、当協会では東京都との災害協定締結をはじめ、連携体制の強化を進めております。

有事の際、各企業が建設機械を近隣に保有していなければ、初動対応として道路啓開等の対応は困難であると考えておりますが、都内中小建設会社にそのような企業は少ないのが現状です。

真に実行力のある災害対応を行うために、中小建設会社が建設機械等を保有し、作業員を待機させるための補助や税制上の優遇措置、経費の確保を強く要望いたします。

### 4. 税制改正

#### (1) 中小建設業振興等のための税制

- ア. 中小企業の法人税率の軽減。(法人税)
- イ. 請負契約書等に係る印紙税の廃止。(印紙税)
- ウ. 交際費限度額の大幅な緩和。(法人税)

#### (2) 中小企業の事業承継等のための税制

- ア. 中小企業の事業承継の円滑化を図るため、「特定事業用宅地等」及び「特定同族会社事業用宅地等」、「取引相場のない中小企業の株式」に係る相続税・贈与税の大幅な減税もしくは撤廃を要望いたします。(相続税・贈与税)
- イ. 相続税の基礎控除額を改正前と同額への引き上げをお願いいたします。(相続税)

#### (3) 災害対応等に資する建設機械等の固定資産の減免措置

中小建設業者が保有する建設機械・資材等は、国や地方自治体等と締結している災害協定に基づいた災害時の初動対応・応急復旧工事・道路補修等の緊急工事などの災害対応に欠くことの出来ないものです。

災害協定締結団体に加盟する建設業者が、建設機械及び資材を保有する為の土地を所有する場合、固定資産税(市街化区域内の土地については都市計画税も含む)の減免措置をお願いいたします。